

第1章 策定にあたって

(1) 構想の基本的事項

① 国の動き

ノーマライゼーションやバリアフリーの考え方が一定普及する中、わが国では、高齢の人や障害のある人ない人など、誰もが安心して快適に日常生活や社会生活を営むことができる国づくりを進めてきています。その一方で、依然として老年人口比率が増大を続ける今日、そのさらなる推進は喫緊の課題ともなっています。

この間、国では「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築に関する法律（ハートビル法、平成6年）」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法、平成12年）」を統合・拡充した「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー新法）」を平成18年12月に施行しました。

バリアフリー新法には、「個々の施設等のバリアフリー化」「面的・一体的なバリアフリー化」に加えて、「様々な段階での住民・当事者の参加」「スパイラルアップ（継続的・段階的な改善）」「心のバリアフリーの促進」が新たに盛り込まれたところです。

② 策定の趣旨

亀岡市では、平成16年3月に「亀岡市交通バリアフリー基本構想（亀岡駅周辺地区）」を策定し、ＪＲ亀岡駅を中心とした周辺地区（約180ha）のバリアフリー整備に取り組んできました。今般、ＪＲ千代川駅周辺地区を新たな重点地区としてバリアフリー基本構想を策定することで、この地域のさらなるバリアフリー化を図るものです。

なお、「第4次亀岡市総合計画（平成23年1月策定）」においては、鉄道駅を中心とした都市核の形成を重点施策とし、ＪＲ千代川駅を北部都市核の拠点として位置づけています。併せて、「子どもから高齢者まで誰もが安心して快適に利用できる公共交通の充実や、ＪＲ各駅周辺の都市機能の充実による快適性の向上とにぎわいの創出」を掲げて、ＪＲ千代川駅東側駅前広場整備の検討などの取り組みを進めてきています。

③ 構想の位置づけ

（法的位置づけ）

この構想は、バリアフリー新法に規定された基本構想として、ＪＲ千代川駅周辺地区を重点整備地区に設定し策定するものです。

（上位関連計画）

- ・第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～（平成23年1月策定）
- ・亀岡市都市計画マスタープラン（平成24年11月策定）
- ・亀岡市交通バリアフリー基本構想（亀岡駅周辺地区）（平成16年3月策定）
- ・新亀岡市障害者基本計画（平成17年3月策定）
- ・亀岡市いきいき長寿プラン（平成24年3月策定）